

仕 様 書		
I P 無線機借上げ役務	作成部隊等名	第 1 普通科連隊第 3 科
	仕 様 書 番 号	N o . 1
	作 成	令和 7 年 4 月 8 日

1 総 則

- (1) この仕様書は、I P 無線機借上げ役務について期間、数量及び仕様等必要な事項について規定する。
- (2) 製品の呼称は、この仕様書の名称とする。
- (3) 仕様書に疑義のある場合、事前に申し出て、疑義を解決したのちに着手するものとする。

2 期 間

- (1) 利用開始日
令和 7 年 5 月 8 日（木）
- (2) 返却完了日
令和 7 年 7 月 3 1 日（木）

3 使用予定地域

東京都練馬区、静岡県御殿場市、駿東郡小山町一帯

4 数 量

通信回線を使用した無線機 7 台

5 構成品

無線機本体、アンテナ、バッテリー、ベルトクリップ、充電器、ACアダプター、イヤホンマイク

6 仕様及び規格

- (1) 機 種
携帯型 SIM 対応の I P 無線機 IP500H（アイコム社製）または同等品以上とし、使用予定地域をカバーする回線を利用できる機種であること。
- (2) 使用予定チャンネル数
5 チャンネル以上
- (3) バッテリー
連続運用時間の目安として約 1 7 時間（送信：受信：待受 5：5：90）
1880mAh 以上

(4) 充電器

急速充電器とし、本体の電源スイッチを入れた状態で充電器に接続した場合でも、充電できる機能を持った充電器であること。

(5) イヤホンマイク

マイク本体に送受信切り替えの押しボタンスイッチがあること、そのスイッチにはロック機能がないこと、およびマイク本体からイヤホンの容易に脱着交換できるようにするもの。

7 監督・検査等

- (1) 本仕様書に基づき契約担当官の指示により実施する。
- (2) 監督・検査に必要な器資材は請負者が負担する。
- (3) 監督官・検査官から補備修正を求められた場合は、速やかにその指示に従うものとする。

8 その他

- (1) 常態での使用における履行期間を責任保証期間とし、材質及び工程の不備による著しい変色等については、監督官・検査官の指示により対処する。
- (2) この仕様書に記載されてない事項についての疑義は、監督官・検査官の指示によるものとする。